

一般社団法人日本ジュエリー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ジュエリー協会（英文名 Japan Jewellery Association. 略称「JJA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、ジュエリーに関する調査研究、内外関係機関等との交流及び協力等を行うことにより、ジュエリー業界の健全な発展を図り、もってわが国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジュエリーに関する相談、助言事業
- (2) ジュエリーに関する調査、資料収集事業
- (3) ジュエリーに関する資格付与事業
- (4) ジュエリーに関する講座、セミナー、育成事業
- (5) ジュエリーに関するキャンペーン事業
- (6) ジュエリーに関する表彰、コンクール事業
- (7) ジュエリーに関する展示会事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 ジュエリーの製造、輸出、輸入又は販売の事業及びそれに付随する事業を営む法人及び個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般

社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という)を定めなければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、理事会が別に定める変更届を速やかに提出すものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 会費を納入せず1年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、10人以内を業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、社員総会において、会員（法人にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事及び常任理事を選定することができる。ただし、副会長は2人以内、専務理事は1人、常任理事7人以内とする。
- 5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の家族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事、常任理事は、理事会が定める職務分掌規程により、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事、常任理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。
- 4 会長、副会長、専務理事、常任理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査する。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められたときは、これを社員総会及び理事会に報告する。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

第16条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 12 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行なわなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、社員総会が別に定める役員報酬規程により支給することができる。

2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第19条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第20条 本会に、顧問4人以内を置くことができる。

2 顧問は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

4 顧問の任期は、第16条第1項の規定を準用する。

(顧問の職務)

第21条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べる。

第4章 社員総会

(種類)

第22条 本会の社員総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第24条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員等の報酬の額又はその規程

- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年一回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行なわれない場合。
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第26条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときには、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が電磁的方法により、議決権を行使するときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第25条第2項及び第3項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第28条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第29条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第30条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本会の業務の適正を確保するための体制の整備
 - (6) 前号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第15条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が召集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案の可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときには、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第14条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数以上が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けをおこなおうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第50条 本会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 本会は「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第52条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委員会)

第54条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員の選任は、理事会が行う。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める委員会組織運営規程による。

(事務局)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は堀奉之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 （平成 26 年 5 月 27 日）

この変更規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

（平成 27 年 5 月 26 日）

この変更規定は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

（平成 30 年 6 月 19 日）

この変更規定は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。